

平 26 . 6 . 26  
際 D 5 - 4

# 税制調査会(国際課税DG⑤) 参考資料

〔欧州におけるサービスへの付加価値税課税について〕

平成26年6月26日(木)

財務省

# 欧州におけるサービスへの付加価値税課税について ①現行制度

- EC指令上、電子商取引は、電子書籍・音楽等のデジタル財の提供も含め、全て「サービスの提供」と整理され、課税地についてもサービスに関するルールが適用される。

## ◆ BtoB取引 = 仕向地主義

- 課税地 : サービス受領者の所在地
- 納税義務者 : サービス提供者 (例外あり)  
※例外: リバースチャージ採用の場合はサービスの受領者

## ◆ BtoC取引 = 原産地主義 (部分的に仕向地主義を採用)

- 課税地 : サービス提供者の所在地 (例外あり)
- 納税義務者 : サービス提供者

### 例外① 域外⇒域内

- 課税地 : 受領者の所在地 (仕向地主義)
- ※ 2003年よりワンストップ・ショップ制度を採用。  
⇒ サービス提供者はEU加盟国のいずれか一の国に登録し、サービス毎に受領者の所在国の税率で登録国に納税。

### 例外② 域内⇒域外

- 課税地 : 受領者の所在地 (仕向地主義)



- 現行制度上、域内間で消費者にサービス提供を行う場合はサービス提供者の所在地で課税されるため、域内の低税率国に設置した拠点から提供を行うことで、付加価値税負担を低く抑えることが可能。

※ たとえば、電子書籍については、フランス・ルクセンブルクでのみ軽減税率(フランス:5.5%、ルクセンブルク:3%)が適用されているところ、ルクセンブルクに拠点を置くことで、域内への電子書籍配信を全て税率3%で行うことができる。

## 欧州におけるサービスへの付加価値税課税について ②2015年以降

- 欧州委員会は、2008年にEC指令を改正し、2015年1月以降、電子商取引・電気通信・放送サービスについて、提供者・受領者の所在を問わず、受領者の所在地で課税することとした(仕向地主義)。

### ◆ BtoB取引 = 仕向地主義

- 課税地 : サービス受領者の所在地
- 納税義務者 : サービス提供者(例外あり)  
※例外:リバースチャージ採用の場合はサービスの受領者

※変更なし

### ◆ BtoC取引 = 仕向地主義

- 課税地 : サービス受領者の所在地
- 納税義務者 : サービス提供者

- ※ 域内→域内の消費者への提供についてもワンストップ・ショップ制度を採用。  
⇒ サービス提供者はEU加盟国のいずれか一の国に登録し、サービス毎に受領者の所在国の税率で登録国に納税。

**電子商取引に対する課税地  
ルールを仕向地主義に統一**

- 電子商取引については、事業者の所在地にかかわらず、消費者の所在地に応じて課税地が決定されることとなり、事業者の拠点選択に中立的な付加価値税制となる。

※ この結果、たとえば電子書籍については、税率の低いルクセンブルクに拠点を置いて配信したとしても、ルクセンブルクにおける適用税率(3%)ではなく、各消費者の所在地の税率で課税されることとなる。

※ なお、電子書籍については、紙の書籍と異なり、そもそもEC指令上軽減税率の適用が禁じられているところ、欧州委員会は、2013年9月、フランス・ルクセンブルクをEC指令違反として欧州司法裁判所に提訴した(現在訴訟継続中)。両国は、敗訴した場合、国内法を指令に適合するよう改正する義務が生じる。